

特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

福島市長 木 幡 浩

## 福島市条例第 32 号

### 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,800円」を「12,200円」に、「12,800円」を「14,500円」に、「11,300円」を「12,800円」に、「10,900円」を「12,400円」に、「9,600円」を「10,900円」に、「8,900円」を「10,100円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。